

2019年版 出る順社労士 当たる！直前予想模試の補正

(2019/08/23 現在)

「2019年 出る順 社労士 選択式マスター」におきまして不適切な記載がありましたので、次のとおり補正させていただきます。お手数をおかけいたしますが、ご訂正のうえ同書をご利用いただけますよう宜しくお願い致します。

-
- 2019/06/14 更新分… p. 1
 - 2019/08/23 更新分… p. 2
-

【2019/06/14 更新分】

	ページ・行	訂正前	訂正後
訂正	択一式問題 P16 問 8 エ肢 4 行目	…それぞれの労働者の使用期間の <u>労働日数の合算額を乗じて算定すること</u> とされている	…それぞれの労働者の使用期間の <u>労働日数を乗じて得た額の合算額として算定すること</u> とされている
訂正	解答・解説 P34 問 8 エ肢 2～3 行目	…それぞれの労働者の使用期間の「 <u>総日数</u> 」の合算額を乗じて算定する。	…それぞれの労働者の使用期間の「 <u>総日数</u> 」を乗じて得た額の合算額として算定する。

【2019/08/23 更新分】

	ページ・行	訂正後
訂正	択一式問題 P26 問 8 問題文 (4)	下記に差し替え (※下線が訂正箇所)

(4) 労働者数 30名

(雇用保険の被保険者のうち、平成30年4月1日時点で満60歳以上5名、満64歳以上2名、雇用保険の適用除外者5名)

	ページ・行	訂正前	訂正後
訂正	解答・解説 P23 Point! ②	[②36協定に特別条項を付けていない場合]	[②36協定に特別条項を定めた場合]
訂正	解答・解説 P45 問 9 A肢 解説 3行目	…、納付額は「 <u>166,667</u> 円」となる(労働保険徴収法施行規則(以下問10まで「則」とする)27条)。	…、納付額は「 <u>166,668</u> 円」となる(労働保険徴収法施行規則(以下問10まで「則」とする)27条)。

以上 (2019.8.23 時点)